

安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例及び安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 18 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例及び安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 16 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 3 条 費用弁償として支給する旅費は、職務のため旅行した場合の費用(以下「旅費」という。)とし、その種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 4 条及び第 5 条 (略)</p>	<p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第 3 条 費用弁償として支給する旅費は、職務のため旅行した場合の費用(以下「旅費」という。)とし、その種類は、<u>日当、宿泊料、鉄道賃、船賃及び車賃</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 4 条及び第 5 条 (略)</p>

(安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例(平成 16 年条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(実費弁償の額)</p> <p>第 3 条 旅費の種類は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>とし、その額は、<u>安芸高田市職員の旅費に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 46 号)の規定の例により算出し</u></p>	<p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(実費弁償の額)</p> <p>第 3 条 旅費は、<u>日当、宿泊料、鉄道賃、船賃及び車賃</u>とし、その額は、<u>別表のとおり</u></p>

て得た額とする。

第 4 条及び第 5 条 (略)

_____とする。

第 4 条及び第 5 条 (略)

別表(第 3 条関係)

鉄道賃	船賃	車賃(1 キロメートルにつき)	日当(1 日につき)	宿泊料(1 夜につき)	
				甲地方	乙地方
旅客運賃 急行料金 特別車両料金 座席指定料金	旅客運賃 寝台料金 特別船室料金 座席指定料金	37 円	2,200 円	10,900 円	9,800 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例第 3 条及び安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。